

最低制限価格の算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

令和元年7月30日

朝来市が発注する建設工事における最低制限価格の算定に当たっては、スクラップ控除額を下記のとおり取扱っています。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じて計算しています。

例：最低制限価格の算定式

- ① 直接工事費
- ② 共通仮設費
- ③ 現場管理費
- ④ 一般管理費
- ⑤ スクラップ控除額

算式

$$\begin{aligned} & (\text{①直接工事費} - \text{⑤スクラップ控除額}) \times 0.97 \\ & \quad + \\ & \text{②共通仮設費} \times 0.9 \\ & \quad + \\ & \text{③現場管理費} \times 0.9 \\ & \quad + \\ & \text{④一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

上記の算式により算出された額に対し、予定価格の金額に応じた端数処理を行い算定しています。

問い合わせ

朝来市市長公室財務課

079-672-6118 (直)